

# 瀬戸内町から古仁屋高等学校への支援策について

令和4年6月3日現在

※ 変更になる可能性があります。

## (1) 補助金

|   | 事業名             | 内容  |
|---|-----------------|---|
| 1 | 部活動活性化補助金       | 部活動における遠征費や物品等の購入を補助  |
| 2 | 通学費等補助金         | 通学距離が6Kmを超える通学生には、通学定期割引運賃の2分の1を、単車通学生にはバス通学補助金の2分の1を補助     |
|   |                 | 加計呂麻島からの通学生には、バス定期代+フェリー定期代の全額を補助                           |
|   |                 | 池地中学校、与路中学校、加計呂麻地区各中学校出身者で下宿又は寮により家賃等を必要とする生徒には、月40,000円を補助 |
| 3 | 修学旅行補助金         | 修学旅行の参加者には、一人20,000円を補助                                     |
| 4 | 各種検定試験等受検助成金補助金 | 校長が推奨する各種検定(漢字検定、英語検定、商業系各種検定、模擬試験等)に係る検定料の2分の1の額を補助        |
| 5 | ふるさと留学助成金       | 瀬戸内町を除く大島地区からの入学生には月30,000円を、大島地区以外からの入学生には月40,000円を助成      |
| 6 | 大会出場補助金         | 九州大会以上の出場者には、補助基準要綱(新)に規定してある補助対象経費の2分の1以内を補助               |
| 7 | 古仁屋高等学校地域応援団補助金 | 古仁屋高等学校のPR又は地域活性化につながる取組を、生徒自ら企画し実施するために必要な経費を補助            |

## (2) 給付金制度

| 事業名                          | 内容   |
|------------------------------|--|
| 古仁屋高等学校給付型奨学金<br>(令和4年度4月から) | 瀬戸内町内の中学校を卒業かつ古仁屋高等学校を卒業している者で、国公立大学及び私立の難関大学に合格した者に対しての給付型の奨学金制度(入学金は全額・授業料は上限40万円) |

## (3) 入学祝金

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 子どもに関連する助成制度<br>(令和2年度4月から) | 瀬戸内町立の各小学校及び鹿児島県立古仁屋高等学校への入学者に入学祝金を支給<br>申請のあった保護者に一律5万円、瀬戸内町商工会の商品券で支給(支給条件等詳細は瀬戸内町ホームページで要確認) |
|-----------------------------|---|